

市 議 会 の し お り

令和7年6月25日現在

市議会と市長

市議会は、市の予算や条例等を議決し、市長は市議会の意思決定に基づき、住みよい豊かなまちづくりを進めています。

このようなことから、市議会は「議事機関」、市長は「執行機関」とも呼ばれ、それぞれ対等の立場にあります。市議会と市長は、お互いの権能を生かし、市政の発展のために努力しています。

市議会の権限

市議会の持つ権限のうち最も重要なものは議決権です。これは市の条例、予算などの議案を審議し、可否を決める権限です。市長や教育委員会等の執行機関は、その議決に従って仕事を進めていきます。

このほか、議長・副議長・選挙管理委員等の選挙権、副市長等選任の同意権、執行機関に対する検査権・調査権等があります。

市議会の組織

◇議員

議員は、市民によって選挙されます。

議員定数は、市の条例で50人と定めています（現員49人）。議員の任期は、4年です。

◇議長・副議長

議長は、議員の中から選ばれ、議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会の事務を処理し、議会を代表します。副議長は、議長が病気や出張等でいないとき、または欠けたとき、議長に代わってその職務を行います。

◇常任委員会

行政の複雑化・多様化・専門化に対応して専門的・能率的に審査・調査をするために設けられるもので、本会議の予備的審査機関ともいわれます。本市議会には、7つの常任委員会があり、その部門に属する事項について審査・調査を行います。なお、予算決算委員会には、予算決算委員会の運営に関する事項等の協議を行う理事会、担当部門ごとに予算及び決算に関する質疑を行う分科会があります。

◇議会運営委員会

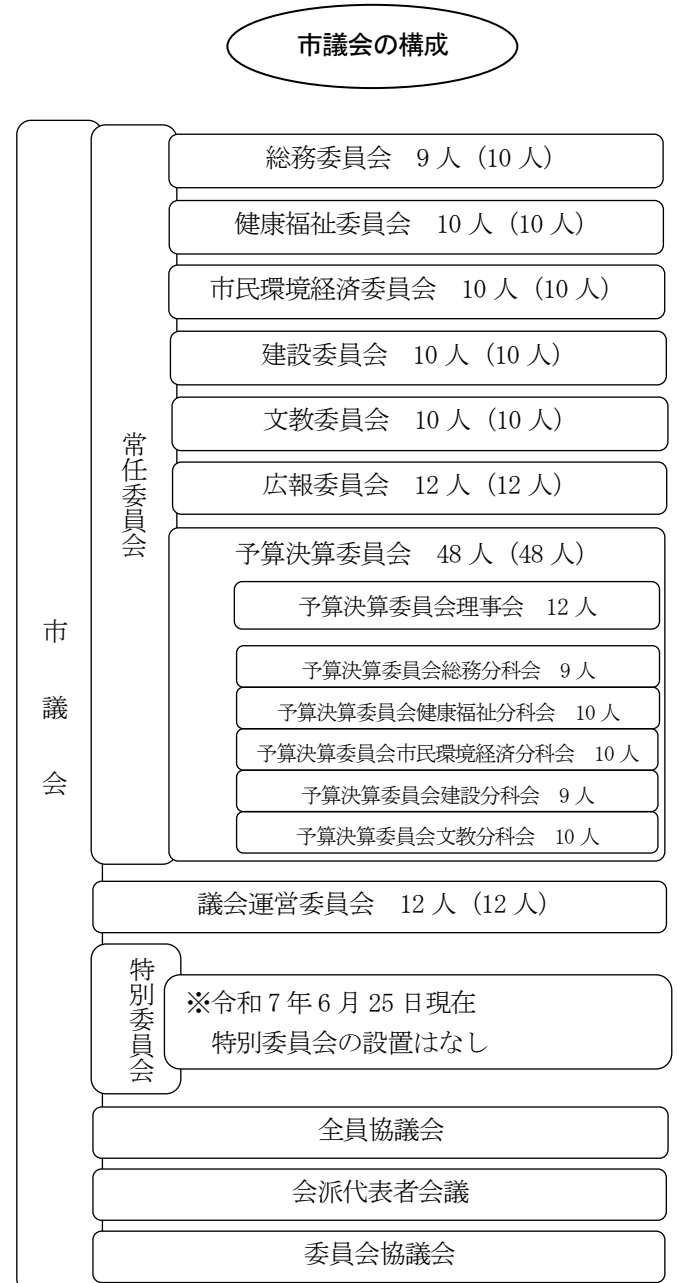
本会議の運営を円滑に能率的に行うため、議事の順序や審議方法等について協議する機関です。また、議会運営に関する案件の審査を行います。

◇特別委員会

特に重要な問題などを専門的に審査・調査する場合に設けられるもので、付託された案件の審査等が終われば、消滅します。

◇その他の会議

付託案件以外の問題を話し合う全員協議会、各会派間の意見を交換・調整するための会派代表者会議、委員会が付託された事件及び所管事務調査事件以外の案件について調査、研究または協議する委員会協議会があります。



※（ ）内の数は定数

市議会の運営

◇定例会・臨時会

議会はいつも開かれているわけではなく、定期または臨時に、ある一定期間だけ開かれます。前者を定例会、後者を臨時会といいます。本市議会の定例会は、年4回、3月・6月・9月・12月に開かれます（都合により、招集の時期を繰り上げ、または繰り下げすることもあります）。

◇会期

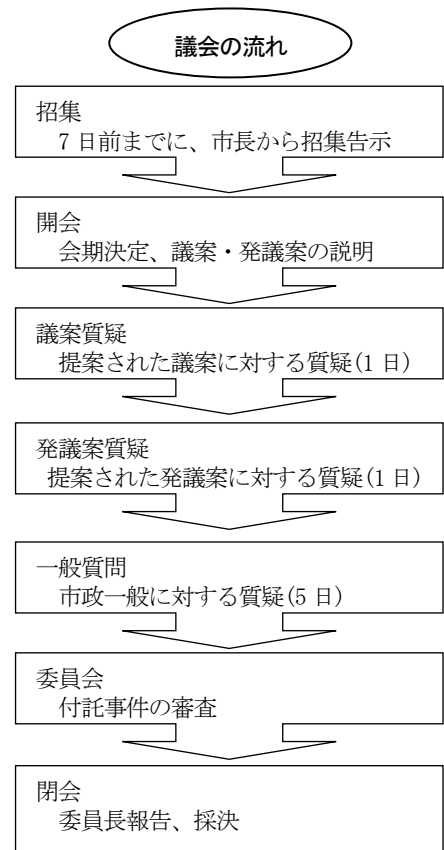
市議会が活動能力を持つ、開会から閉会までの期間をいいます。会期は、本会議の最初に議決します。

◇本会議

議員全員で議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。原則として議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。市長が議案について提案理由を説明したり、議員が質疑・質問したりするのもこの会議です。会議時間は午前10時から午後5時までとなっていますが、都合により変更することもあります。

◇委員会

本会議で付託された案件について、専門的に詳細に審査・調査を行い、その結果を本会議に報告します。



請願・陳情

市政についての要望や意見等を議会に書面で提出することができます。議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情といいます。

議会に出された請願は、所管の委員会に付託され審査の上、本会議で最終的に採択か不採択か決められます。採択された請願のうち関係執行機関において措置することが適当と認められるものは、これを送付します。また、陳情も原則として請願と同様に取り扱います。

なお、本市議会では、開会日の前日（前日が市の休日にあたるときは、その前日）午後5時までに受理した請願・陳情をその定例会で審議することとなっています。

傍聴

本会議は、一般に公開され、所定の手続きを行い傍聴できます。傍聴券は、会議当日、傍聴席入口前（市庁舎11階）で先着順に交付します。（定員105人、うち車椅子専用席3席、拡声装置付き席10席）

傍聴される方は、傍聴券の裏面の注意事項を守り、また係員の指示に従っていただきます。

委員会は、委員長の許可を得た人が傍聴できる制限公開制となっています。

また、本会議場、第4・第5委員会室には難聴者支援のためのヒアリンググループを設置しています。

その他

本市議会では、定例会ごとに市議会の審議内容を掲載した「ふなばし市議会だより」を発行し、皆さんのお宅にお届けしています。

また、本会議の会議録を行政資料室、市立図書館・公民館等に備えてあります。

なお、市議会のウェブサイトでは、「ふなばし市議会だより」や本会議・委員会等の記録がご覧になれます。また、本会議・委員会等の生中継・録画中継の配信も行っております。

お問い合わせ

市議会のことについて詳しくお知りになりたい方は、議会事務局までお問い合わせください。

船橋市議会事務局（市庁舎10階）

Tel 047-436-3022

Fax 047-436-3013

Eメール gikaigi.jika@city.funabashi.lg.jp